

## ⑮ 土砂災害警戒区域の現地調査を行います

問 県水戸土木事務所 河川整備課 TEL 029-225-4045

県では「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定を行っています。

指定した区域の状況変化を定期的に調査する必要があり、立ち入り調査を実施します。

調査日程 6月下旬～9月中旬(予定)

調査箇所 市内における計71箇所

実施機関 国際航業 株式会社

